入札書提出用封筒の作成方法について

西原町への入札書等の提出は二重封筒で行ってください。

・内封筒について

① 封筒のサイズ

長形３号 または 長形 40 号　※窓無しの封筒で作成してください。

② 納める書類

・入札書

③ 封筒への記載事項

・入札の件名

・開札日

・執行部署

・提出者の社名及び代表者名

・入札書在中の朱書

④ 封筒の処理

・フラップ（ベロ）は糊付けすること。両面テープ可

※自然に剥がれないよう、注意してください。剥がれていた場合、入札無効となります。

・封緘印を押印すること。

※封緘印には入札書に使用する印を使用してください。

（一般的に代表者の印になると思われます。）

内封筒の作成イメージ

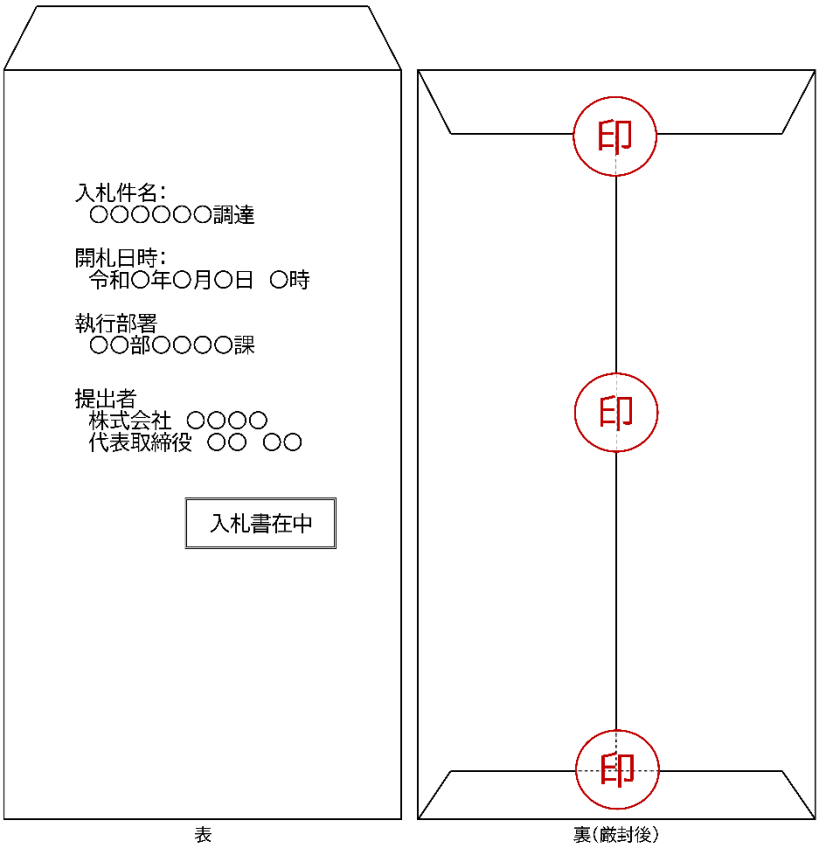

※記入の縦横は問いません。

・外封筒について

① 封筒のサイズ

・内封筒より大きなもの（ハサミ等で開封する際に一緒に切れないサイズ）

※窓無しの封筒で作成してください。

② 納める書類

・内封筒

・機器明細書

③ 封筒への記載事項

・宛先

・提出者の社名、代表者名および住所

・入札書在中および親展の朱書

※宛先が指定以外の部署・担当者の場合、無効として取り扱われます。

④ 封筒の処理

・フラップ（ベロ）は糊付けすること。両面テープ可

外封筒の作成イメージ

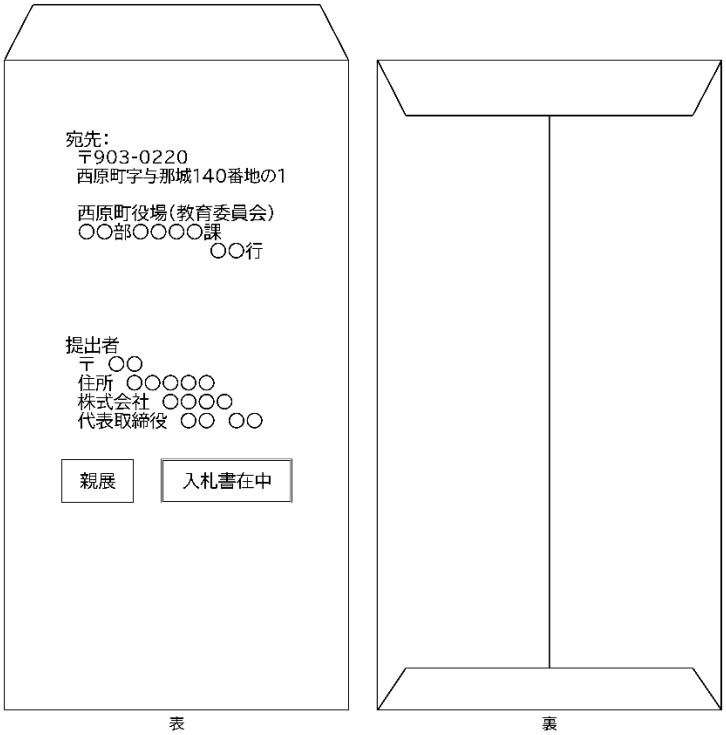

入札が無効となる場合について

一般の入札における西原町契約規則第 27 条に定める場合に加え、以下の場合に入札が無効となりますのでご注意ください。

・内封筒の縅がされていない場合

・到達時、内外問わず封が切られていた場合

・封筒の記載事項に不備があった場合

・その他、公正な入札執行に差支えがあると認められる場合